

川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付要領

平成8年9月1日川建地第108号

[改正 平成17年1月14日川ま市整第1236号]

[改正 平成20年3月26日19川ま市整第1209号]

[改正 平成29年3月30日28川ま防第172号]

[改正 令和2年3月27日31川ま防第669号]

[改正 令和3年3月31日2川ま防第518号]

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助要綱に基づき、当該事業の補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付申請)

第2条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金交付申請額が1,000,000円を超える場合は、市内中小企業者により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

3 申請者は、市内中小企業者から見積書等を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（参考様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は申請者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 第1項に定める必要書類の内、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第2号様式）については、同条第2項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難しい事由がある場合に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第3条 市長は、前条の規定による交付申請書が提出されたときは、速やかに審査し、補助金の交付を決定したときは、その内容及び必要な条件を付して川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定の後、補助金を交付するものとする。
- 3 第1項の通知を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（経費の配分の変更）

第4条 交付対象者は、事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、川崎市密集住宅市街地整備促進事業経費の配分変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業内容の変更）

第5条 交付対象者は、補助金の交付決定後において事業の内容を変更しようとする場合、補助金の額に変更を生じないときは、川崎市密集住宅市街地整備促進事業の事業内容の変更承認申請書（第6号様式）を、補助金の額に変更を生じるときは川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付変更承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは川崎市密集住宅市街地整備促進事業の事業内容変更承認 通知書（第8号様式）、川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金交付変更決定通知書（第9号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第6条 交付対象者は、補助金の交付決定後において事業を中止し、又は廃止しようとするときは、川崎市密集住宅市街地整備促進事業中止（廃止）承認申請書（第10号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは川崎市密集住宅市街地整備促進事業中止（廃止）承認通知書（第11号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

（完了期日の変更）

第7条 交付対象者は、事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了する見込みがないときは、川崎市密集住宅市街地整備促進事業完了期日変更報告書（第12号様式）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（事故報告）

第8条 交付対象者は、事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を川崎市密集住宅市街地整備促進事業事故報告書（第13号様式）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第9条 事業者は、事業の遂行状況を毎会計年度各四半期（第4四半期を除く。）ごとに川崎市密集住宅市街地整備促進事業遂行状況報告書（第14号様式）を当該期

間経過後、速やかに市長に提出しなければならない。

(遂行命令)

第10条 市長は、交付対象者が補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めたときは、交付対象者に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、事業者が前項の命令に従わなかったときは、事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告書)

第11条 交付対象者は、事業が完了したときは、速やかに川崎市密集住宅市街地整備促進事業完了実績報告書(第15号様式)を市長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、事業が翌年度以降にまたがる場合で、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに川崎市密集住宅市街地整備促進事業年度終了実績報告書(第16号様式)を市長に提出しなければならない。

3 第1項に定める必要書類の内、発注実績報告書(第17号様式)については、補助金交付申請額が1,000,000円を超える補助金額となる案件について記載するものとし、第2条第2項の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

(補助金の額の決定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査などにより、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市密集住宅市街地整備促進事業補助金の額の確定通知書(第18号様式)により交付対象者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第13条 市長は、前条の規定による審査及び現地調査などの結果、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、適合させるための措置をとるべきことを交付対象者に対して命ずることができる。

2 前項の命令により交付対象者が必要な措置を講じた場合は、第11条第1項及び前条の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 完了実績報告による補助対象事業の成果又は事業費の実績額が著しく交付申請

の内容を下回るとき。

(4) 補助金交付の決定内容及びこれに付した条件等に違反したとき。

(5) この要領若しくは関係法令の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、事業者に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項はまちづくり局長が別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成17年1月14日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日19川ま市整第1209号)

改正後の要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月30日28川ま防第172号)

改正後の要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日31川ま防第669号)

改正後の要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日2川ま防第518号)

改正後の要領は、令和3年4月1日から施行する。